

令和7年12月15日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電話 0984-42-2112

FAX 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.182

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

山火事防止について

冬季に入り、乾燥する日が続きます。近年、全国各地で大規模な山林火災が発生しています。山火事の原因の多くは、火の取り扱いの不注意となっています。

山火事が発生すると、消火に時間を要し、多くの森林が失われてしまいます。山火事は一人ひとりの心がけで防ぐことができます。森林を守るため、山火事防止にご協力ください。

ご不明な点がありましたら、農政林務課の窓口へご相談ください。

問 農政林務課 林務係 ☎0984-42-5134（内線：245）

家屋を取り壊した時の手続きについて

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、申請が必要となります。

【家屋を取り壊したとき】

**令和7年12月26日（金）までに「家屋滅失届」を
税務会計課（課税係）へ提出してください。**



固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）現在の状況で課税されます。そのため、**家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります**。取り壊しを行った年度についてはそのままの課税となりますので、ご了承ください。

なお、登記がされている家屋については管轄の法務局（宮崎地方法務局小林出張所）にて「滅失登記」を行ってください。

ご不明な点がありましたら、税務会計課課税係までご連絡ください。

問 税務会計課 課税係 ☎0984-42-2113（内線 111、113）

セルフケア講座「セルフ指圧とタイマッサージ」募集のお知らせ

標記について下記の通り募集いたします。

1 開催日時

- ① 1月27日（火）10時00分～1時間程度
- ② 2月24日（火）10時00分～1時間程度
- ③ 3月24日（火）10時00分～1時間程度

2 開催内容

寒さで縮こまつた身体を全身指圧でほぐしながら、タイマッサージによるストレッチ方法を学びます（全3回）。

3 対象

18歳以上の町民（高校在学者は除きます。）

- 4 費用
無料です。
- 5 定員
20名程度
- 6 準備するもの
汗拭き用タオル、動きやすい服装でお越しください。
- 7 場所
ほほえみ館（畳部屋）
- 8 講師
幸田 麻紀 氏（高原町在住）
(アーユルケアはうすモークシャ・ハタイ自然療法センター代表)
略歴：2009年にアーユルヴェーダ施術者として按摩マッサージ指圧師を取得後、整形外科勤務を経て、2011年に宮崎県へ移住、現在、高原町を中心に日本の薬草を活用したアーユルヴェーダの普及に努め、県内各地で健康に関する研究や講座を展開中
資格：按摩マッサージ指圧師・調理師等
- 9 申込みについて
(1) 申込回数：全3回、一括でのお申込みとなります。
※2回目、3回目からの申し込みも可能です。
(2) 申込期間：各開催日の前日まで
(3) 申込方法
①電話でのお申込み：0984-42-4820
②ほほえみ館来館：健康課 健康推進係にてお申込みください。
- 10 その他
ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 健康課 健康推進係 ☎0984-42-4820（内線：456）

犯罪被害者等支援制度について

本町では、令和6年度から高原町犯罪被害者等支援条例制定により、犯罪被害者等支援制度を設けております。
これは**町民が犯罪行為を受け、死亡または重傷病等となった場合に、本人または遺族等に対する支援を行う**もので、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び経済的負担軽減に向け支援金をお支払いするものです。

【犯罪被害者等支援金の額】

遺族支援金 30万円

重傷病支援金 10万円

となっております。

※万が一犯罪被害に遭われた場合は、総務課危機管理係までご相談ください。

平日 午前8時30分～17時15分

ただし、役場閉庁日（土、日、祝日、年末年始）は除く。

問 総務課 危機管理係 ☎0984-42-2112（内線：215）

令和 7 年 12 月 15 日

町民各位

高原町長 丸山 裕次郎
(公印省略)

令和 7 年度高原町会計年度任用職員（保健師）の募集について

令和 8 年 1 月以降採用の会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

会計年度任用職員とは、一會計年度（令和 8 年 3 月 31 日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

1 受験資格、採用職種、勤務条件等

(1) 受験資格

次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第 16 条）

- (ア) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 会計年度任用職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

(2) 採用職種、採用予定人数、業務内容、必要免許等、勤務条件等

採用職種	採用予定人数	業務内容	必要免許・経験等	勤務形態	報酬額
保健師	1 名	・保健師の知見を要する業務等	保健師免許証	原則として月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、勤務場所によって定められた時間（1 日 6 時間勤務）	月額 201,600 円 ～

○任用期間

任用期間は、原則として採用の日から令和 8 年 3 月 31 日の間となります。

任用後 1 か月間は試用期間となります。

○手当等

・費用弁償（通勤手当）

通勤距離によって費用弁償（通勤手当）が支給されます。ただし通勤距離によっては支給されない場合があります。

・時間外手当

職種、勤務場所によって定められた時間外の勤務が生じた場合に支給されます。

・期末手当等

報酬及び任用期間等に応じて支給されます。

○休日

原則として週休日（土曜、日曜）及び国民の祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日が休日となります。

○休暇

年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇等があります。

○社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより
それぞれ加入します。

2 選考方法

高原町役場において、面接試験を実施します。

※面接日時の詳細は、応募者へ個別に通知します。

3 受験手続

(1) 必要書類

(ア) 申込用紙

(イ) 保有している資格等の証明書の写し

(2) 申込用紙の交付場所 高原町役場 2階 総務課 行政係

(高原町ホームページからもダウンロード可能です)

(3) 申込用紙の提出先

高原町役場総務課

(〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地)

所定の申込用紙に必要事項を記入し、直近3か月以内に撮影した写真を所定のところに貼って提出してください。写真の貼っていないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。なお、封筒の表には、「高原町会計年度任用職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(4) 受付期間

12月15日（月）～12月24日（水）8：30～17：15（土日祝日を除く。）

郵送の場合は12月24日（水）必着となります。

※受付期間終了までに採用者が決定した場合は、隨時募集を締め切ります。

4 合格から採用まで

合格発表は、合格者に個別で通知いたします。

5 問い合わせ先

高原町役場 総務課 行政係

住 所 〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

T E L 0984-42-2112 (内 211) E-mail soumu@town.takaharu.lg.jp

ニュースレター

地域で築こう まちの安全 私の安全

Vol. 76

令和7年度「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の開催



主催者挨拶

安全で安心なまちづくり活動知事奨励賞
4団体・企業が受賞園児による「いか・の・お・す・し
(子どもの被害防止のための約束事)」発表宮崎県警察署やかなまちづくり広報大使小田加奈子さんと宮崎県
警察音楽隊・カラーガード隊、みやざき犬のコラボパフォーマンス

講演

演題「デジタル技術を悪用した特殊詐欺に巻き込まれないために
私たちができること」講師 合同会社TAKUMINASUN代表
・株式会社NTT DXパートナー技術顧問 鈴木 巧氏

東京都の特殊詐欺対策体験事業の講師も務められ、ICTを活用した防犯活動にご尽力されている鈴木様に、ご講演いただきました。内容の一部を紹介します。

【最新の手口】

○デジタル技術の進化が詐欺の手口を巧妙化させています。

私たちの生活を便利にするAIやクラウドサービスが、残念ながら特殊詐欺に悪用されています。声や顔、電話番号まで偽造される時代に、どう身を守ればいいのでしょうか？

知っておくべき最新の手口と不審な電話への対応をご紹介します。

LINEによる公的機関への「なりすまし」が巧妙化！

被害者の携帯電話に警察署の電話番号から電話があり、それに出ると警察官を名乗る人物に、LINEのビデオ通話に誘導された。ビデオ通話で相手から警察手帳や逮捕状を示された。「あなたの口座を調査するため、預金を送金して」等と言われ、指示された口座に振り込んでしまった。



声が偽造される！「AI音声」の脅威

犯人がAIである企業の社長の声を精巧に偽装し、社員へ電話で送金を指示。声がそっくりなため、社員は指示通り送金をしてしまった。



不審な電話への対応

- 知らない番号には出ず、留守番電話を活用しましょう。不審な番号はインターネットで検索し、詐欺や迷惑電話に関する情報を確認しましょう。
- 電話に出たあとも不審な電話だと感じたら、一度切り、自分で正しい連絡先（公式ホームページや電話帳など）を調べてかけ直しましょう。
- AIで声は偽造可能。声だけで判断せず、内容を疑いましょう。
- 警察官が電話で捜査対象となっていることを伝えたり、個人のスマートフォンに突然ビデオ電話をすることはありません。

※「詐欺かも？」と思ったら、警察相談専用電話#9110に相談しましょう。

年末年始における防犯対策

年末年始は、帰省や長期旅行などで家を不在にしたり、年越しやお年玉の準備等で普段より多くのお金を自宅で保管される方も多いと思います。泥棒は、このような機会を狙っています。家族みんなで防犯対策をしっかりとして被害にあわないようにしましょう。

空き巣に注意！

- 短時間の外出でも鍵かけを徹底しましょう。また、合鍵を玄関周辺などに置かないようにしましょう。
- 防犯カメラ、センサーライト等の設置、窓ガラスには補助鍵をつけたり、防犯機器を活用しましょう。
- 庭に足場になるようなものはないか、確認して片付けましょう。
- 長期間留守にする場合は、新聞配達の一時中断を依頼しましょう。

車上ねらいに注意！

- 車内に貴重品やカバン等を残さないようにしましょう。
- 確実なドアロックと窓の閉め忘れに注意しましょう。
- 長期間の放置駐車はやめましょう。



自転車盗に注意！

- 自宅敷地内であっても確実に施錠しましょう。
- 短時間でも自転車から離れる際は、鍵を必ずかけ、さらに二重ロックを徹底しましょう。
- 外出先の駐輪場に長期間放置しないようにしましょう。



※家族や大切な人を犯罪から守るために、防犯対策について話し合いましょう。

万引き多発中！ 万引きの認知件数は、 令和7年10月末の時点で、567件(暫定値)。

- 万引きは「窃盗罪」です。
10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる程の重大な犯罪行為です。
- 「万引きは犯罪です」、「防犯カメラ作動中」、「警察に通報します」といった警告表示を、店舗の入り口や目立つ場所に掲示しましょう。
- 不審な人物・行動を見かけたら、店員に知らせましょう。
- 万引きを家族や周りの人に、「しない・させない・許さない」気運を社会全体で作りましょう。

・編集/発行

宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議

(事務局 宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課)

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

県庁1号館4階

電話：0985-26-7054/FAX：0985-20-2221

E-mail：seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

高原町の町木「たちばな」

たちばなの実

1kg1,000円で買い取ります

高原町制施行90周年を記念して行われた『たちばな』を使った特産品コンテストで様々なアイデアがでました！

皆さんのご家庭に植えられている材料となる果実を集め事業者で利用していきます。

たちばな
収穫大作戦！

買取期間

令和7年12月15日～

令和8年3月10日まで

※集荷量が150kgに達した時点で終了します

受付時間

午前8時～午後4時

月曜日～金曜日（祝日は除く）

集荷場所

山下薬草店

高原町大字西麓4657-23

大作戦！

【お問い合わせ先】

高原町役場産業創生課

TEL: 0984-42-2128

山下薬草店

TEL: 0984-42-4576

令和7年度

宮崎 ひなた 集落

研修交流会

地域集落について
一緒に考えてみませんか？

宮崎県内の集落で暮らす人々や集落に関心のある人々が集い、
集落の維持・活性化について学び、集落が抱えるさまざまな
課題について意見を交換することで、課題解決のきっかけづくりや、
集落間のネットワーク構築を図る研修交流会です。

参加
無料

令和
8年

2/13.金

10:00～16:30

場所：野口遵記念館（宮崎県延岡市東本小路119-1）

基調講演1 宮崎大学地域資源創成学部 桑野 齊 氏
「現代社会における中山間地域集落の自治」

基調講演2 九州医療科学大学 学長 池ノ上 克 氏
「中山間地域集落の医療と絆」

事例発表1 五ヶ瀬町鞍岡地区 ぎおんの里づくり協議会

事例発表2 西米良村小川地区 一般社団法人おがわ作小屋村

意見交換会

主催/ 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 後援/ 延岡市 宮崎大学
運営管理・お申し込み/ (株)アイ・ロード

PR ブース「伝えたいわが町」

集落マルシェの
物産販売
出展者募集中！

宮崎
ひなた集落
研修会
WEB

お申し込み・
お問い合わせ

(株)アイ・ロード 住所/〒880-0015 宮崎県宮崎市大工3丁目191
FAX/0985-44-2404 メール/michikusa@okunippon.net



令和
7年度

宮崎ひなた集落研修交流会

参加者募集中

期日：令和8年 2月13日金 応募締切：令和7年 12月25日木
お申し込みはFAX・WEBフォーム・メールにて受け付けております。

FAX申込

送付先 (株)アイ・ロード FAX/0985-44-2404

メール申込 michikusa@okunippon.net

※メール申込の際は、下記の参加事項を記載してください

WEB申込

集落マルシェ
申込フォーム

※集落マルシェ参加者の方でも研修会・交流会・宿泊の申込みが可能です。



物産販売



ポスター展示

研修会
申込フォーム

※複数人で参加される場合、1名様ごとに入力ください。

集落マルシェ

10:00～15:00

物産販売、集落のポスター展示 参加募集！

集落名	担当者名	参加希望に○	連絡先（携帯電話）
フリガナ	物産販売	物産販売	
	ポスター展示		

研修会

どなたでも
参加できます！

10:30～16:30

無料

※研修会に参加ご希望の方は事前にお申し込みください。

氏名	市町村名	所属	連絡先（携帯電話）
フリガナ	※県外の方は県名もお願いします。		
フリガナ			

時刻	内容	参加希望に○
10:30	基調講演① 宮崎大学地域資源創成学部 桑野 斎 氏「現代社会における中山間地域集落の自治」	
11:20	基調講演② 九州医療科学大学 学長 池ノ上 克 氏「中山間地域集落の医療と絆」	
13:30	事例発表① 五ヶ瀬町鞍岡地区 ぎおんの里づくり協議会	
14:10	事例発表② 西米良村小川地区 一般社団法人おがわ作小屋村	
14:40	休憩	
15:00	意見交換会 質疑応答やディスカッション	

交流会

18:00～20:00

時刻	内容	希望者は○	備考（アレルギーなどがあればご記入ください）
18:00～	ひなた交流の夕べ IN 延岡 夕食付 3,500円（税込）※飲み物持ち込み可 【会場：かわまち交流館（延岡市大貫町3-718）】		

宿泊

時刻	内容	希望者は○	ご希望の部屋に○
21:00～	宿泊(エンシティホテル延岡)1泊朝食付 9,100円～(税込)		シングル・ツイン
21:00～	民泊(延岡ふるさとツーリズム協議会)1泊朝食付 7,500円(税込)		※宿泊先は事務局がマッチングいたします。

※FAXにて複数人でのご参加を希望する場合、この用紙をコピーしてお使いください

宿泊手配/株アイロードプラス

電話/0984-25-4846

宮崎県知事登録旅行業 第2-167号

FAX/0985-65-9601

国内旅行業務取扱管理者/小池栄子(福永栄子)

URL/https://michikusan.com/

住所/宮崎県えびの市大字永山1182-1

E-mail/michikusa@okunippon.net

■キャンセル料（お1人様）

1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解約する場合（2から5までに掲げる場合を除く。）旅行代金の20%
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解約する場合（3から5までに掲げる場合を除く。）旅行代金の30%
3. 旅行開始日の前日に解約する場合旅行代金の40%
4. 旅行開始当日に解約する場合（5に掲げる場合を除く。）旅行代金の50%
5. 旅行開始後の解約又は無通知不参加の場合100%

WEB
申し込み

回覧

令和7年12月15日

町民各位

高原町教育委員会

令和8年度高原町教育委員会会計年度任用職員採用試験について

令和8年4月以降採用の会計年度任用職員の採用試験を下記のとおり実施します。

会計年度任用職員とは、一会计年度（令和9年3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

1 受験資格、採用職種、勤務条件等

（1）受験資格

次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条）

- ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 高原町臨時職員、非常勤職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

（2）募集職種、勤務条件、応募資格等

※別紙1を御覧ください。

2 試験日及び試験会場

試験日	試験会場
2月上旬の通知する日に試験を実施します。	高原町役場又は高原町中央公民館

3 試験内容

職種	試験項目	試験内容
教育調整監	面接試験	業務の適性を考慮した選考を行います。
社会教育指導員	面接試験	
遺跡発掘調査補助員	面接試験と専門試験	

4 受験手続

（1）申込用紙の交付場所

ア 高原町中央公民館 1階 高原町教育委員会 教育総務課

イ インターネット

高原町ホームページ (<https://www.town.takaharu.lg.jp/>) から

ダウンロードできます。

(2) 申込み時の注意事項

免許等が必要な職種の受験申込みは、免許の写しを受験申込書に添付してください。

受験申込みは、裏面の職種の中から一つだけ選択してください。
(学校教育係募集職種以外については、併願はできません。)

(3) 申込用紙の提出先

高原町教育委員会 教育総務課

(〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 392 番地)

所定の申込用紙に必要事項を記入し、最近3か月以内に撮影した写真を所定のところに貼って提出してください。写真の貼っていないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。

なお、封筒の表には、「高原町会計年度任用職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(4) 受付期間

申込用紙提出〆切 令和8年1月16日（金曜日）

※期限厳守でお願いします。

5 合格から採用まで

合格発表は合格者に郵送で通知します。合否結果については、電話による問い合わせにはお答えできません。

合格者は、採用候補者名簿に登載され、必要に応じて任命権者によって採用が決定されます。

また、この名簿からの採用は原則として令和8年度の間ですが、合格者は採用予定数より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

なお、任用期間は原則として1年度以内ですが、次年度予算の成立、勤務状況等により次年度以降も再度任用する場合があります。

6 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害等による試験日程の変更やその他の緊急連絡を行うことがあります。申込用紙には連絡のつく連絡先を必ず記入するようにしてください。

7 問い合わせ先

高原町教育委員会 教育総務課

住 所 〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 392 番地

T E L 0984-42-1484 (内 415/417)

E-mail:kyousou@town.takaharu.lg.jp

◆学校教育係・社会教育係・文化財係関係

募集職種	勤務場所	応募資格	業務内容	募集人数	勤務形態	報酬額	勤務条件等
教育調整監	高原町中央公民館 もしくは 町内小中学校	○普通運転免許証 ○教育相談員または校長職の経験者 ○教員免許状 (受験申込書提出時に写しを提出のこと)	児童生徒に関する相談業務、適応指導教室、校内教育支援センターでの学習指導など	2名	8:30～16:30 (週35時間)	月額 219,845円 ～	<ul style="list-style-type: none"> ●任用期間 原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となります。 なお、任用後1ヶ月間は試用期間です。 ただし、1月の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達するまでが試用期間となります。 ●手当 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当(通勤距離により支給、不支給を決定) ・時間外手当(職種、勤務場所によって定められた時間外の勤務が生じた場合に支給) ・期末手当(報酬及び任用期間等応じて支給されます。ただし、任用期間等によっては支給されない場合があります。) ●休日 週休日(土曜日、日曜日)及び国民の祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日が休日となります。 ただし、職種、勤務場所によって、これ以外の日が休日となる場合があります。 ●休暇 年次有給休暇、忌引休暇等があります。年次有給休暇については、任用期間によって付与される日数が異なります。 ●社会保険等 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。ただし、勤務日数や勤務時間によっては加入の対象とならない場合があります。 ●その他 勤務場所まで通勤していただくこととなります。
社会教育指導員	高原町中央公民館 及び 高原町内	○普通運転免許証 ○パソコン(ワード、エクセル等)の操作ができる方 上記の要件を満たし、次のいづれかを有する方 ○社会教育主事講習修了書 ○教員免許状 (受験申込書提出時に写しを提出のこと) ○社会教育に関する学識経験等	社会教育分野の指導、相談、助言、団体育成等に加え、生涯学習講座等の開設や講師連絡調整等	1名	原則として 月～金 8:30～17:15 月15日	12箇月未満 月15日の額 月額 173,857円 ～	<ul style="list-style-type: none"> ●休日 週休日(土曜日、日曜日)及び国民の祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日が休日となります。 ただし、職種、勤務場所によって、これ以外の日が休日となる場合があります。 ●休暇 年次有給休暇、忌引休暇等があります。年次有給休暇については、任用期間によって付与される日数が異なります。 ●社会保険等 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。ただし、勤務日数や勤務時間によっては加入の対象とならない場合があります。 ●その他 勤務場所まで通勤していただくこととなります。
遺跡発掘調査補助員	高原町内発掘調査現場 及び 高原町中央公民館	○普通運転免許証 ○パソコン(ワード、エクセル)及びタブレットの操作ができる方	・埋蔵文化財発掘調査現場での職員の補助 ・整理作業に係る図面、データ整理 ・AdobeCreativeCloudを使った作業等	1名	原則として 月～金 8:30～17:15 月16日	12箇月未満 月16日の額 月額 143,238円 ～	<ul style="list-style-type: none"> ●休暇 年次有給休暇、忌引休暇等があります。年次有給休暇については、任用期間によって付与される日数が異なります。 ●社会保険等 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。ただし、勤務日数や勤務時間によっては加入の対象とならない場合があります。 ●その他 勤務場所まで通勤していただくこととなります。

※報酬については高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき決定されます。

※報酬額は職種により異なり、それぞれ上限があります。

※休暇については、高原町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

※職種や配属される職場によっては、時間外、土日祝日勤務等があります。

※試験内容の詳細については表面「3 試験内容」を御確認ください。

高原町商工会シール会解散の為

回覧



シール券配布は

令和7年12月31日まで

となります



(在庫限りとなる為、お渡し出来なくなる場合があります。ご了承下さい。)

シール台帳でのお買物は

令和8年2月28日までご利用できます

1冊(7ページ) 500円

1冊貼り終わらない場合は救済処置として



1ページ(50枚)を50円で換金いたします

※ 1ページ未満は換金できません



1ページ単位の換金は高原町商工会の窓口のみでの対応といたします

お問合せ

☎ 42-1158

高原町商工会シール会